

企業結合（共通支配下の取引）の追加検討

全般的事項

1 検討の経緯

- (1) 平成 18 年 2 月に公布され、平成 18 年 5 月 1 日から施行されている「会社計算規則」では、共通支配下関係にある組織再編の会計処理を網羅的に規定している。したがって、以下の組織再編行為に関しても、会社計算規則の規定に従うことになる。

同一の株主に株式を 100%保有されている者を結合当事企業とした組織再編（完全親子会社関係にある組織再編）が行われ、かつ、その対価が支払われない場合【論点 1】

子会社と孫会社との合併など共通支配下の取引等のうち、結合企業が被結合企業の株式を保有している場合（抱合せ株式）の取扱い【論点 2】

- (2) 平成 17 年 12 月に ASBJ が公表した「企業結合及び事業分離等に関する会計基準の適用指針」（「適用指針」）では、主要な組織再編に関する会計処理を定めているが、【論点 1】との関係においては、完全親子会社関係であるか否かにより会計処理を区分しておらず、また、【論点 2】との関係においては、子会社と孫会社との合併など、被結合企業の株式を保有している場合（抱合せ株式）の会計処理は明示していない（最上位の親会社と子会社との合併など、一部の抱合せ株式の会計処理について記載があるのみである）。

- (3) このような中、上記の 2 つの組織再編の会計処理について、現行の会計ルール（会社計算規則）より、より合理的な会計処理があるのではないかという考え方がある。

また、会社法の施行に伴い、例えば、完全親子会社関係において、組織再編の対価が支払われないこともありうるので、計算規則 3 条の「しん酌規定」を考えれば、ASBJ の公表物で、その会計処理を明記すべきではないかとの考え方もある。

現行の会社計算規則では、【論点 1】の場合は、基本的には差額を「負ののれん」（例えば 13 条 2 項、17 条 2 項）として会計処理し、【論点 2】の場合は、受入純資産を持分按分せず、「負ののれん」（例えば 13 条 2 項、17 条 2 項）又は払込資本（例えば 59 条、64 条）として会計処理することになるものと解される。

- (4) したがって、上記の会計処理に関して専門委員会及び委員会で検討し、その結果を公表物（現行適用指針の改正）として示すことが適当と考えられる。

なお、検討の結果、あるべき会計処理が計算規則 3 条の GAAP のしん酌規定を超えるような場合には、あわせて会社計算規則を改正する方向で関係当局と調整することが必要になると考えられる。

- (5) 適用時期については、改正会社計算規則の施行日を踏まえて調整することが必要になる。

2 論点に関する基本的な考え方(案)

(1) 完全親子会社関係にある場合の会計処理の特則(対価関係)【論点1】

共通支配下の取引等のうち、完全親子会社関係(結合当事企業のすべてが最終的に同一の株主に株式の100%を保有されている場合)にある場合には、対価の受渡しの有無は、その集団内における経済的実態には影響を与えないので、対価が時価と乖離している場合(対価が支払われない場合を含む。)であっても、結合企業が受入れる資産及び負債の差額と対価との差額は、資本取引から生じたものとみて() 結合当事企業及びその株主の双方において、原則として、損益は発生しないと考えることでどうか。

完全親子会社関係を前提に対価を受渡ししなかったときは、経済実態から考えて、対価の受渡しの必要性がなかったためと考えることが合理的と思われる。会計上は、完全親子会社関係にある場合には、第三者間取引とは異なり、取引を擬制する(一旦対価として1株を交付し、同時にその1株を併合したものとみなす)ことも可能と思われる(株式数の増減のみ発生)。

(2) 共通支配下の取引等における抱合せ株式の会計処理【論点2】

(原則法)

共通支配下の取引等のうち、結合企業が被結合企業の株式(抱合せ株式)を保有している場合には、親会社(存続会社)と子会社(消滅会社)との吸収合併の場合と同様、以下のように会計処理してはどうか。

被結合企業の適正な帳簿価額による資産及び負債の差額を既取得分(抱合せ株式対応分)とそれ以外に分ける。

前者(抱合せ株式対応の受入れ純資産)と被結合企業株式(抱合せ株式)の帳簿価額との差額を損益(抱合せ株式消滅差損益)に計上する。

(容認法)

被結合企業に対する投資がその他有価証券に分類される場合には、事業投資としての側面が薄いと考えられるため、結合企業は原則法の按分計算をせずに、被結合企業の株式の取得原価を増加すべき株主資本から控除する(すなわち、損益は発生しない)ことができるとしてはどうか(持分プーリング法における抱合せ株式の処理に準じる(適用指針138項、139項参照))。

【関連事項】「被結合企業の適正な帳簿価額」について

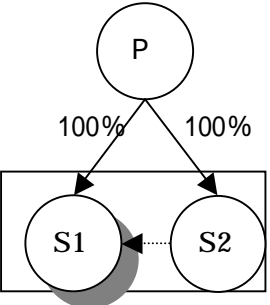
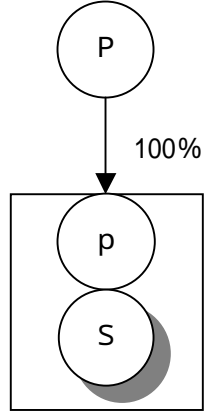
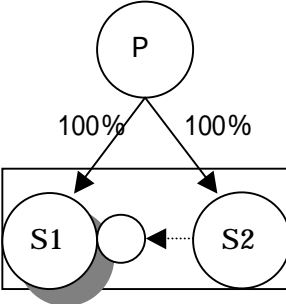
- ・ 結合企業が被結合企業から受入れる資産・負債は、原則として、被結合企業(移転元)の適正な帳簿価額による(企業結合会計基準三4(1)イ)(確認事項)。
- ・ ただし、親会社(結合企業)と子会社とが企業結合する場合には、連結財務諸表上の帳簿価額により会計処理する(企業結合会計基準注解(注16))。なお、この場合の親会社は、最上位の親会社のみならず、子会社と孫会社が企業結合する場合の当該子会社も含むものとする。
- ・ 少数株主との取引(時価を基礎とした会計処理)は最終的な支配者である親会社と少数株主との取引に限定し、子会社と他の子会社あるいは孫会社との取引については、少数株主との取引としては

取り扱わない(したがって、適正な帳簿価額を基礎とした会計処理となる)(確認事項)

…>上場子会社についても同様であると考えてよいか

【論点1】に関する事項の検討（対価関係）

1 完全親子会社関係を前提とし、かつ、無対価の場合の設例

ケース1（子会社同士の合併）	ケース2（親会社から子会社への事業移転）
 <p><P社の借方> 損失ではなく、S1株式の価値を増加させることで良いか S1株式 / S2株式 (BV)</p> <p><S1社の貸方> 利益ではなく、払込資本（その他資本剰余金）を増加させることでどうか S2事業 (BV) / 払込資本</p>	 <p><P社の借方> 損失ではなく、S株式の価値を増加させることで良いか S株式 / p事業 (BV)</p> <p><S社の貸方> 利益ではなく、払込資本（その他資本剰余金）を増加させることでどうか p事業 (BV) / 払込資本</p>
ケース3（子会社から子会社への事業移転）	
 <p><S1社の貸方> 利益ではなく、払込資本（その他資本剰余金）を増加させることでどうか S2事業 (BV) / 払込資本</p> <p><S2社の借方> 損失ではなく、株主資本から控除することで良いか 株主資本 / S2事業 (BV)</p> <p><P社の借方> S2株式(要按分)を減少させ、S1株式を増加させる。 S1株式 / S2株式 (BV)</p>	<p>株式を発行していない以上、資本金・準備金を増加させることは困難と思われる。 プロラタ引継ぎも困難</p>

2 対価関係の考え方の整理

- (1) 完全親子会社関係の場合（支配株主が最終的に結合当事企業の株式を100%保有している場合）
- 基本方針（2(1)）に従い、結合当事企業及びその株主の双方において、原則として、損益は発生しないと考えることでどうか（～）。

- ・ 無対価の場合（現金等の財産も株式の交付もない場合）
 - ・ 譲受側は、資本金又は準備金を増加させる必要性が法的にもないとすれば、全額、その他資本剰余金とすることでよいか（プロラタ引継ぎは困難である）（ ）。
 - ・ 譲渡側は、資産の減少に対応する借方項目について、株主資本を減少させることでよい（損益は認識しない）（「分割型会社分割」と同様、対価ありの分社型会社分割を行い、その直後に取得した株式を現物配当したと考える）。この場合、その内訳をどのように考えるべきか（ ）
- ・ 対価がある場合（現金等の財産のみが交付された場合）
 - ・ 譲受側は、受入純資産と引き渡した財産（帳簿価額）との差額を払込資本の増加（株式を発行していない場合には、その他資本剰余金を増加させる）または、利益剰余金をマイナスすることでどうか（損益は認識しない）（ ）。
 - ・ 譲渡側は、資産の減少に対応する借方項目について、株主資本を減少させる、又は払込資本を増加させることでよい（損益は認識しない）。株主資本を減少させる場合、その内訳をどのように考えるべきか（ ）

(2) 完全親子会社関係以外の場合

- ・ 無対価の場合
 - ・ 譲受側は、0 円の現金を対価として交付したものとみなすことでどうか。したがって、移転資産・負債の帳簿価額相当額の負ののれん（のれん）が発生する（ ）。
 - ・ 譲渡側は、0 円の現金を対価として譲渡したものとみて、損失(利益)を計上することでよいか（ ）（完全親子会社関係の場合と極端に異なる会計処理となるが、少数株主（たとえ1%であっても）がいるにもかかわらず無対価取引を行うことを考えれば、負ののれん（のれん）やえないか）
- ・ 対価がある場合
 - ・ 譲受側は適用指針 224 項（又は 243 項）、譲渡側は適用指針 223 項に従う。

現行会社計算規則又は現行適用指針の取扱い（完全親子会社関係の区分はない）

【兄弟会社同士で会社分割により事業を移転した場合の取扱い（ケース3を想定）】

	(1)完全親子会社関係の共通支配下の取引等 (最終的な持株割合 100%)				(2)完全親子関係以外の共通支配下の取引等 (最終的な持株割合 100%未満)					
対価なし										
譲受側(S1) (結合企業)		s2 事業	BV	払込資本		s2 事業	BV	負ののれん		
譲渡側(S2) (分離元企業)		株主資本		s2 事業	BV		損失	s2 事業	BV	
株主(P)		S1 株式		S2 株式	BV		損失	S2 株式	BV	
対価あり(現金等の財産)										
譲受側(S1)		s2 事業	BV	財産	BV		s2 事業	BV	財産	BV

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に關する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

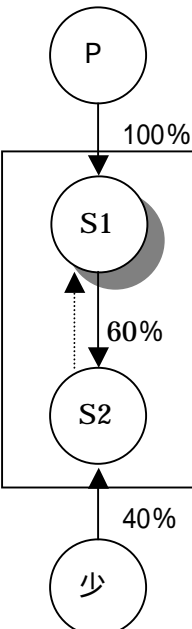
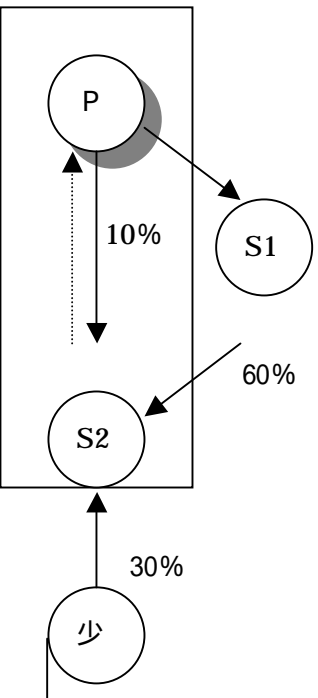
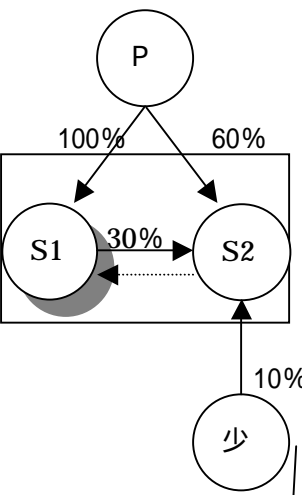
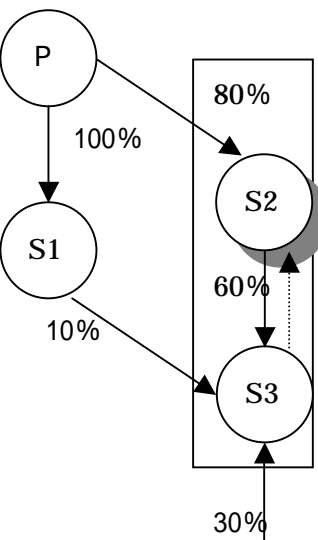
(結合企業)				払込資本			のれん			
譲渡側(S2) (分離元企業)		財産	BV	s2 事業	BV		財産	BV	s2 事業	BV
		株主資本				指針 223 項			損益	
株主(P)		現金等	BV	S2 株式	BV		現金等	BV	S2 株式	BV
		株式					損失			

原則として、完全親子会社関係にある場合には、株主は損益を認識しないが、現金等の財産 > S2 株式の場合には、差額を利益に計上することでどうか。

指針 244 項

【論点2】被結合企業の株式を保有している場合の会計処理

1 結合企業が被結合企業の株式を保有している場合の設例(対価はすべて株式とする)

ケース1 (垂直系 (S1 と S2 の合併))	ケース2 (垂直系 (P と S2 の合併 (中間子会社有り)))
 <p>< S1 社の貸方 > 子会社と孫会社 (100%以外)との合併の場合、親会社と子会社との合併のように、持分按分したうえで、差額を損益とすることによいか S2 資産 (BV) / S2 株式 (60%) / 消滅 損益 S2 資産 (BV) / 払込資本 (40%)</p>	 <p>< P 社の貸方 (確認) > 直接保有 10%の子会社株式についても、親会社と子会社との合併と同様、持分按分したうえで、差額を損益とすることによいか。 S2 資産 (BV) / S2 株式 (BV) (10%) / 消滅 S2 資産 (BV) / 払込資本 (60%) S2 資産 (BV) / 払込資本 (FV) (30%) のれん < S1 社の借方 > 子会社株式が親会社株式に交換されるが、簿価振替でよいか。 P 株式 / S2 株式 (BV)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">親会社と株式を交換するため、「少数株主との取引」に該当する</p>
ケース3 (水平系 (S1 と S2 の合併))	ケース4 (混合系 (S2 と S3 の合併))
 <p>< S1 社の貸方 > S2 社は関連会社であるが、S2 株式の消滅は、親会社と子会社との合併と同様、持分按分し、差額を損益とすることによいか S2 資産 (BV) / S2 株式 (BV) (30%) / 消滅 損益</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">親会社と株式を交換していないため、「少数株主との取引」には該当しない</p>	 <p>< S1 社の借方 > 直接保有 10%の S3 株式 (その他有価証券 (グループ内の子会社)) が S2 株式 (その他有価証券) に交換されるが、簿価振替でよいか S2 株式 / S3 株式 (BV) (10%) < S2 社の貸方 > ケース1の S1 社と同様</p>

	S2 資産 (BV) / 払込資本 (70%) < P 社の借方 > 子会社 S2 株式が子会社 S1 株式に交換される。 S1 株式/S2 株式 (BV)		の論点 (消滅損益の論点) あり
--	---	--	------------------

2 結合企業 (分離先企業) (事業の直接受入) (完全親子会社関係かどうかにかかわらず共通) 基本方針 (2 (2) 及び【関連事項】) の考え方に従い、以下のように会計処理してはどうか。
(原則法)

- 結合企業が被結合企業の株式 (抱合せ株式) を保有している場合には、原則として、投資原価 (株式の取得価額) を減額し、対応する移転事業に係る資産・負債 (持分比率で按分) との差額を損益に計上する (抱合せ株式消滅差損益の処理に準ずる)。これは、被結合企業が子会社・関連会社の場合のみならず、その他有価証券に該当する場合 (共通支配下の取引を前提としている以上、当該結合企業にとってはその他有価証券であっても、最終的な支配者の子会社には該当する) にも同様である。

・ ・ ・ > ケース 1 の S1 社、ケース 2 の P 社、ケース 3 の S1 社、ケース 4 の S2 社

(容認法)

- ただし、被結合企業に対する投資がその他有価証券に分類される場合 (抱合せ株式消滅差損益を考慮するかどうかは別途検討) には、結合企業は受入純資産を按分計算をせずに、被結合企業の株式の取得原価を増加すべき株主資本から控除する (すなわち、損益は発生しない) ことができるとしてはどうか (持分プーリング法における抱合せ株式の処理に準じる) ・ ・ ・ > 例えば、ケース 2 の P 社

2 段目の会計処理で損益 (抱合せ株式消滅損益) が発生することになる点が主な改正点である。会社計算規則では受入純資産を持分按分せず、差額を「負ののれん」又は「払込資本」等とすることになると思われる。

【結合企業が被結合企業 (分離元企業) の株式を保有している場合の会計処理】

	(1) 完全親子会社関係の共通支配下の取引等 (最終的な持株割合 100%)				(2) 完全親子関係以外の共通支配下の取引等 (最終的な持株割合 100% 未満)			
	対価なし							
譲受側 結合企業	事業	BV1	払込資本		事業	BV1	負ののれん	
	事業	BV2	被結合株式損益	BV	事業	BV2	被結合株式損益	
対価あり								

譲受側（現金等の財産） 結合企業	事業	BV1	財産 払込資本	BV	事業 のれん	BV1	財産	BV
	事業	BV2	被結合株式 損益	BV	事業	BV2	被結合株式 損益	
譲受側（株式） 結合企業	事業	BV1	払込資本	BV	事業	BV1	払込資本	BV
	事業	BV2	被結合株式 損益	BV	事業	BV2	被結合株式 損益 (注)	

(注) 被結合企業株式がその他有価証券に分類される場合（損益の重要性については別途検討）の容認法

事業 (BV1 + BV2) / 被結合株式

株主資本 < . . . 抱合せ株式の消滅の処理に準ずる。

3 被結合企業の株主の会計処理（完全親子会社関係以外の場合）

共通支配下の関係にある企業の組織再編の結果として、被結合企業の株式が以下のものに引換えられた場合の会計処理について

(1) 被結合企業の株式が他の共通支配下関係にある会社の株式に引き換えられた場合

原則として、交換前の株式の帳簿価額を交換後の株式の帳簿価額とし、損益を発生させないこととしてはどうか。

. . . > ケース2のS1社（子親）、ケース3のP社（子子）、ケース4のS1社（他他）

- 株式（資産）の譲渡と事業の譲渡との差異（企業結合会計基準の共通支配下の取引等の会計処理が適用されるかどうか）が論点となるが、投資の性格を考慮すると、組織再編に伴って子会社株式又は関連会社株式をグループ内の他の会社の株式と交換された場合は、共通支配下の取引における事業の移転（簿価）とみなすことでどうか。また、グループ内の組織再編の結果、グループ内の会社の株式（その他有価証券）がグループ内の他の会社の株式（親会社株式や親会社が出資する他の子会社の株式）に交換された場合も、事業の移転に準じて取り扱ってはどうか。

(2) 被結合企業の株式が現金等の財産のみと引き換えられた場合（適用指針 244 項）

. . . > ()

(3) 被結合企業の株式が現金等の財産と株式に引き換えられた場合（適用指針 252 項）

対価に現金が含まれる場合には、子会社株式 子会社株式に現金が含まれる場合の会計処理に準じて、最初に交換前の株式の帳簿価額から減額し、減額しきれない場合には利益とすることでどうか。

(4) 対価なし

0 円の現金を対価として譲渡したものとみて、損失処理()

- ・ 結合当事企業の株主における株式交換後の株式の帳簿価額と結合企業の増加株主資本との間に生じた差異の会計処理をどうするか(ケース2におけるP社の増加資本(S2社の簿価純資産)とS1社が取得するP社株式の帳簿価額(交換前のS2株式の帳簿価額)、ケース3におけるS1社の増加資本(S2社の簿価純資産)とP社が取得するS1株式の帳簿価額(交換前のS2株式の帳簿価額))
- ・ ・ >100%関係の場合は、開始仕訳で調整、持分移動を伴う場合は、のれん・変動差額で調整することによいか

以 上